

保護者の皆様へ

令和2年度 就学援助制度のお知らせ

戸田市教育委員会

戸田市では、お子さまが小・中学校へ通学するうえで経済的な理由によりお困りのご家庭に対して、学用品費や給食費などの費用の一部を援助する就学援助制度を設けています。援助を希望される場合は、以下の説明をお読みのうえ、申請してください。

※認定期間は 毎年7月1日から翌年6月30日まで（中学3年生は翌年3月31日まで）となります。現在、認定を受けている方も、7月1日以降の援助を希望される場合は、申請が必要です。

1. 就学援助を受けることができる方

戸田市に住所を有し、公立の小・中学校に在籍する児童生徒のいる世帯で、経済的要件等に基づき、市が認定した方となります。

- (1) 令和2年4月以降に生活保護が停止又は廃止となった方（世帯変更による場合を除く）
- (2) 児童扶養手当を受給している方
- (3) 同一生計世帯の所得合計額が認定基準に満たない方（6.認定となる世帯所得参照）

2. 申請方法

◆提出書類

「就学援助費受給申請書」及び「添付書類」

※申請書は市内の小・中学校 及び 教育委員会学務課（市役所3階）にあります。

※申請書裏面の記入例及び注意事項をお読みのうえ、必要事項をご記入ください。

※シャチハタ等のスタンプ印や消えるボールペンは使用しないでください。

◆提出期限

令和2年7月から適用を受けたい方は、令和2年6月23日（火）までに申請してください。

※上記提出期限を過ぎた場合、適用日が遅くなりますので、申請書は期限内に提出してください。

◆提出先

お子さまの通学する学校 または 学務課へ提出してください（郵送不可）。

3. 申請に必要な添付書類

※児童扶養手当受給世帯の添付書類（児童扶養手当証書のコピー）は添付不要です。

添付書類は下記を確認のうえご準備ください。

| | |
|---------------------|-----------------------------|
| 令和2年1月1日以前から戸田市在住の方 | 添付書類は原則として不要 |
| 令和2年1月2日以降に転入された方 | 令和2年度 課税（非課税）証明書 （※下記参照） |

※令和2年度課税（非課税）証明書について

- ・証明書は令和2年1月1日現在にお住まいの市区町村で発行されます。
- ・証明書の名称は、課税証明書・所得証明書など、市区町村により異なります。「所得額」、「各種控除額」が記載されている証明書を取得してください。
- ・申請書に記載した世帯員で、18歳以上の方全員の証明書を添付してください。

4. 申請の結果・通知

申請いただいた内容をもとに審査のうえ、学校をとおして結果を通知します（7月中旬頃）。

5. 申請の注意事項

- (1) 戸田市では就学援助を個人番号を利用する事務として定めております。審査にあたって、申請世帯の住民票関係情報、市民税課税関係情報、生活保護実施関係情報及び児童扶養手当関係情報を確認します。
- (2) 所得の申告が済んでない場合（給与所得のみで年末調整されている方を除く）は、審査することができません。
- (3) 審査のため、別途書類の提出をお願いすることがありますので、あらかじめご了承ください。
- (4) 申請内容と事実が異なることが判明した場合は、認定を取消し、支給済みの援助費をお返しいただくこともあります。
- (5) 転出入に伴い、就学援助における支給状況を他市町村へ照会・情報提供することがあります。

6. 認定となる世帯所得のめやす

| 世帯人数 | 年齢・世帯構成の例 | 合計所得のめやす |
|------|-----------------------------------|----------|
| 2人 | 父または母(20歳～40歳)・小学生 | 約210万円以下 |
| 3人 | 父(20歳～40歳)・母(20歳～40歳)・小学生 | 約280万円以下 |
| 4人 | 父(20歳～40歳)・母(20歳～40歳)・小学生・幼児 | 約320万円以下 |
| 4人 | 父(41歳～59歳)・母(41歳～59歳)・中学生・小学生 | 約360万円以下 |
| 5人 | 父(41歳～59歳)・母(41歳～59歳)・中学生・小学生・小学生 | 約420万円以下 |

○ 所得とは、給与所得者の場合は給与所得控除後の金額、事業所得者の場合は必要経費を除いた金額です。年齢・世帯構成によって認定となる所得が異なります。上記の表は一例ですので、めやすとしてください。

○ 父、母、祖父母など、同一生計世帯全員の合計所得により審査します（単身赴任をしている保護者や二世帯住宅等の同居者も原則として同一生計世帯に含めます）。

7. おもな就学援助内容（令和元年度実績）

下記の表の金額は予定額であり、変更することがあります。

| 支給費目 | 小学校 | | 中学校 | | 説明対象 |
|-------------|------|--------------------|------|--------------------|--------------|
| | 対象 | 金額(円) | 対象 | 金額(円) | |
| 学校給食費 | 1～6年 | 実費相当額 | 1～3年 | 実費相当額 | 各学校へ振込 |
| 学用品費等 | 1年 | 月額 1,103 | 1年 | 月額 2,254 | 3ヶ月毎に支給 |
| | 2～6年 | 月額 1,292 | 2・3年 | 月額 2,443 | |
| 新入学児童生徒学用品費 | 就学前 | 51,060 | - | - | 期限内申請者に支給 |
| | 1年 | 51,060 | 1年 | ※② 60,000 | 4月現在適用者に支給 |
| | 6年 | ※① 60,000 | - | - | 中学校入学前に支給 |
| 修学旅行費 | 6年 | 学校の報告に基づく 実費相当額 | 3年 | 学校の報告に基づく 実費相当額 | 実施後支給 |
| 林間学校費 | 5年 | | 1年 | | 実施後支給(限度額あり) |
| 卒業アルバム代 | 6年 | | 3年 | | 限度額あり |

※① 中学1年生の新入学児童生徒学用品費は、小学6年生の適用者に対して中学校入学前に支給します。（受給後に転出した場合は重複受給がないよう、転出先自治体へ通知します。）

※② 入学前に受給していない場合は、中学校入学後に支給します。

（転入者など他の自治体も含め、入学前に受給済みの場合は重複して受給できません。）